

「工事経歴書」（様式第二号）の記載方法

A 経営事項審査を申請する場合

【STEP 1】

①許可を受けている建設工事の種類（土木一式、建築一式等の29種類）ごとに別葉で記入します。

建設工事の種類ごとに、完成工事（元請）、完成工事（下請）、未成工事に分けて、それぞれ請負代金の大きい順に整理します。

【STEP 2】

②元請工事に係る完成工事について、合計の7割を超えるところまで請負代金の大きい順に記載します。ただし、記載内容が元請完成工事高の7割を超える前に1,000億を超える場合は、当該額を超える部分については記載を要しません。また、7割を超える前に軽微な建設工事が10件以上ある場合には、10件まで記載すればそれ以降の記載を要しません。（※1）

【STEP 3】

③②で記載していない元請工事と下請工事を、すべての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載します。ただし、業種全体の完成工事高合計額が7割を超える前に1,000億を超える場合は、当該額を超える部分については記載を要しません。

また、7割を超える前に軽微な建設工事が10件以上ある場合には、10件まで記載すればそれ以降の記載を要しません。（※2）。

【STEP 4】

④主な未成工事を請負代金の大きい順に記載します。

※「軽微な建設工事」とは

工事1件の請負代金の額が500万円（建築一式工事は1,500万円）未満の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅建設工事

※2を記載する際、※1で記載した軽微な建設工事の件数とあわせて10件まで記載すれば足够了。

B 経営事項審査を申請しない場合

【STEP 1】

①許可を受けている建設工事の種類（土木一式、建築一式等の29種類）ごとに別葉で記入します。建設工事の種類ごとに、完成工事、未成工事に分けて、それぞれ請負代金の大きい順に整理します。

【STEP 2】

②完成工事を請負代金の大きい順に6割又は20件程度記載します。主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載します。